

第2 下肢の障害

1 認定基準

下肢の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障 害 の 状 態
国年令別表	1 級	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「両下肢の用を全く廃したもの」という。）
		両下肢を足関節以上で欠くもの
	2 級	両下肢の全ての指を欠くもの（以下「両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
		一下肢の機能に著しい障害を有するもの（以下「一下肢の用を全く廃したもの」という。）
		一下肢を足関節以上で欠くもの
		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令別表第1	3 級	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		両下肢の10趾の用を廃したもの
		身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	障害手当金	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
		一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
		長管状骨に著しい転位変形を残すもの
		一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの（以下「一下肢の第1趾又は他の4趾を中足趾節関節以上で欠くもの」という。）
		一下肢の5趾の用を廃したもの
		身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの